参考様式第５－１号

佐農第1089号

令和8年10月16日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長　西田　三十五

市町村名 （市町村コード）	佐倉市 (122122)
地域名 （地域内農業集落名）	臼井・千代田地区 （江原新田、角来、臼井、臼井田、臼井台、飯重印南、吉見、羽鳥、生谷、畔田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月15日 （4回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、平均年齢が70.5歳と高齢化が進み後継者不足が懸念されている。
水田は、隣接する市外からの入耕作も数件あるが、地域の農業者を中心に耕作が行われているものの、全体として耕作放棄地の増加が懸念されている。
畑では、露地野菜および施設野菜で、トマト・メロン・花苗・ねぎ・きゅうり等を中心に耕作しているものの、その他は自家消費露地栽培で使われており、遊休農地が増加傾向にあることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、他地区からの入耕作や地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水田：飯重地区では基盤整備事業を実施し用排水等各施設の整備をすすめ、団地面積の拡大を進める各圃場の生産性を高め、経営の安定化を図る。
・畑：地域外からの入耕作や新規就農者を積極的に受け入れ、担い手への農地集積を進める。
なお、集落営農組織を基盤整備事業と並行して発足させ、地域計画の実行に向けた各種取組の中心的な役割を担うこととする。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	554　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	554　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。また、担い手への農地集積を進め、遊休農地の発生を抑制する。
（２）農地中間管理機構の活用方針
地域全体で農地中間管理機構に貸し付けを検討、担い手の経営意向を考慮しつつ、段階的に集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組方針
地区全体で経営の安定化を図るため国の補助事業等を活用を検討するとともに、飯重地区においては、水田の区画面積の拡大、揚水施設・農道・用水菅や排水路の再整備、調整池の整備を実施するため、国の基盤整備事業を活用する。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①小型獣の被害が拡大しないよう捕獲のための罠を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②新規就農者を中心に有機農業に取り組んでいる。

③自動運転の田植え機やドローンによる農薬等の散布により作業の効率化を図り、規模拡大を進める。

⑦農作業への影響が発生しないよう、農道の草刈りや補修等の維持管理を継続して実施していく。

⑧土地改良事業が行われて約60年となり、年々漏水箇所が増えて営農に支障をきたしていることから、地域での話し合いを進め基盤整備事業の実施による用排水施設の大幅な機能向上を目指す。

⑨WCSや堆肥など資源循環に取り組んでいく。

N